

看護小規模多機能 らいとす廿日市

登録定員 29 名 通い定員 15 名 宿泊ベット 7 床

<利用料金>

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単 位 数	12,438 単位	17,403 単位	24,464 単位	27,747 単位	31,386 単位
1 割 負 担	12,649 円	17,698 円	24,879 円	28,218 円	31,919 円
2 割 負 担	25,298 円	34,806 円	49,758 円	56,436 円	63,838 円
3 割 負 担	37,947 円	53,094 円	74,637 円	84,654 円	95,757 円
区 分 支 給 限 度 額	16,765 単位	19,705 単位	27,048 単位	30,938 単位	36,217 単位

廿日市市 7 級地 1 単位：10.17 円 限度額からの残りは福祉用具に使用できる。

<加算>

初期加算	登録から 30 日以内の期間について算定	30 単位/日
認知症加算 (I)	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当するもの	800 単位/月
認知症加算 (II)	要介護 2 で日常生活自立度のランクⅡに該当するもの	500 単位/月
退院時共同指導加算	病院等に入院中の者が退院にするにあたり、看護師または理学療法士等が退院時共同指導を行った場合	600 単位/月
緊急時訪問看護加算	24 時間連絡できる体制にあって、緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合	574 単位/月
特別管理加算 (1)	在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている場合。気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態	500 単位/月
特別管理加算 (II)	在宅酸素指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅自己疼痛管理等を受けている場合、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態	250 単位/月
ターミナルケア加算	死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合	2,000 単位/ 死亡月 1 回
総合マネジメント体制強化加算	利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、他職種の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組みを行っている場合	1,000 単位/月
介護職員処遇改善加算 I	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合	所定単位数× 102/1000
介護職員特定処遇改善加算 1	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合	所定単位数× 12/1000
サービス提供体制加算 (II)	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た場合	640 単位/月

<介護保険外>

食費 朝：350 円 昼：600 円 夕：550 円 宿泊費 1 泊：2,000 円